

京都市告示第288号

平成22年8月18日京都市告示第194号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、一部を次のとおり変更します。

令和元年8月14日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	適用区分
社会福祉法人京都市西京区社会福祉協議会に対する寄附金	京都市西京区榎原百々ヶ池31番地18 西京ふれあい地域福祉センター内	当該法人の主たる目的である業務	平成22年1月1日以後に支出された寄附金

(行財政局税務部税制課)